

群馬大学障害学生修学支援実施要項

平成17. 6. 10 制定

改正 平成22. 6. 30 平成25. 4. 1

平成25. 9. 9 平成26. 4. 1

平成26. 7. 7 平成27. 7. 6

令和 6. 4. 1

(目 的)

第1 この要項は、障害のある学生がその年齢及び能力並びに障害の種別及び程度に応じた十分な教育が受けられるようにするため、障害のある学生(特別聴講学生、科目等履修生、研究生、聴講生及び外国人留学生を含む。以下「障害学生」という。)に対する修学のための支援(以下「支援」という。)に関する事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2 この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「障害のある学生」とは、本学の学生のうち、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者、発達障害者、精神障害者(以下「メンタルヘルス不調者」という。)又はその他の障害のある者をいう。

(2) 「視覚障害者」とは、次に掲げる者をいう。

ア 盲者 両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な者

イ 弱視者 文字を拡大することで通常の文字、図形等の視覚による認識が可能な者

(3) 「聴覚障害者」とは、次に掲げる者をいう。

ア 聾者 聴覚障害の状態が、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な者

イ 難聴者 聴覚障害の状態が、補聴器等を使用しても通常の話声を解することに何らかの困難さを有する者

(4) 「肢体不自由者」とは、肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な者又はこれに準じる者

(5) 「発達障害者」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害(以下「LD」という。)、注意欠陥多動性障害(以下「ADHD」という。)その他これに類する障害のある者

(6) 「メンタルヘルス不調者」とは、統合失調症、気分障害(大うつ病性障害、双極性感情障害を含む)、不安障害、睡眠障害などの疾患や社会的障壁により継続的に修学に困難さを示し、日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。

(7) 「その他」とは、内部障害のある者、高次脳機能障害のある者などをいう。

(8) 「学部等」とは、群馬大学学則（以下「学則」という。）第3条に規定する学部、群馬大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第4条に規定する研究科及び学府、大学院学則第4条の2に規定する学環、学則第6条に規定する生体調節研究所をいう。

(支援の範囲)

第3 支援の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 授業科目の履修に必要な支援
- (2) 試験を受けるために必要な支援
- (3) 卒業に必要な論文等の執筆に必要な支援
- (4) キャリア教育のための講習会等を受講するために必要な支援
- (5) 大学が主催する式典、講演会その他の行事に参加するために必要な支援
- (6) その他学生支援センター障害学生支援室長(以下「障害学生支援室長」という。)が必要と認めた支援

(支援の内容)

第4 障害学生が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性が認められた場合には、別表に定める障害学生修学支援基準表により支援を行う。

2 前項の支援の実施に当たっては、各障害学生の障害の程度に応じて支援の内容を変更することができる。

(支援の申出等)

第5 支援を希望する障害学生は、所定の様式により、障害学生支援室長に申し出る。

2 前項の支援の申出を受けた障害学生支援室長は、当該障害学生の指導教員（クラス担任等）及び障害学生支援室設置要項第3、第2号から第7号に定める支援室員と支援の必要性及び内容を協議する。

(支援の認定及び要請)

第6 障害学生支援室長は、支援の内容を決定し、当該障害学生の所属する学部等の長及び当該障害学生へ通知する。

2 障害学生支援室長は、障害学生が履修する授業科目を担当する教員及び関係者に、支援の内容及び支援に当たっての留意事項等を文書により要請する。

(要項の改廃)

第7 この要項の改廃は、学生支援センター運営委員会の議を経て、学長が行う。

(雑 則)

第8 この要項に定めるもののほか、支援の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成25年9月9日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年7月7日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年7月6日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。

別表

障害学生修学支援基準表

障害者区分		支援区分	支援内容	備考
視覚障害者	共通	支援機器の貸与	・スキャナ ・OCRソフト	
	全盲・強度の弱視で点字の使用を必要とする者	支援機器の貸与	・点字プリンタ ・点訳ソフト	
		支援機器の貸与	・パソコン ・点字用画面表示装置 ・音声読み上げソフト	
		専門支援者又は専門支援補助者	・墨字文書のテキスト化 ・テキストデータの点訳化	
聴覚障害者	手話通訳を必要とする者	専門支援者、専門支援補助者又は専門的技能を修得した支援者	・手話通訳	
	文字媒体での支援を必要とする者	専門的技能を修得した支援者	・ノートテイク (パソコンテイクを含む。)	
		支援機器の貸与	・パソコン、端末	
	補聴器等の使用を必要とする者	支援機器の貸与	・音声調節機能付き聴診器等	
肢体不自由者	上肢若しくは下肢又は双方の機能に著しい障害があり介助を必要とする者	専門支援者又は専門支援補助者	・実験補助 ・昇降、トイレ及び食事等の介助	
発達障害者	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、LD、ADHDその他これに類する障害があり支援を必要とする者 なお、原則として医学的な診断がある者を支援対象とする。	担当専門教員、専門支援者等	・本人の特性理解支援、担当教職員との連携、関係機関との連携（健康支援総合センターでのカウンセリングを含む。）	
		専門支援者又は専門支援補助者	・修学・レポート作成・学生生活等へのアドバイス	

メンタルヘルス不調者	統合失調症、気分障害（大うつ病性障害、双極性感情障害を含む）、不安障害、睡眠障害などの疾患や社会的障壁により継続的に修学に困難さを示し、日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者	担当専門教員、専門支援者等	・本人の特性理解支援、担当教職員との連携、関係機関との連携（健康支援総合センターでのカウンセリングを含む。）	
	なお、原則として医学的な診断がある者を支援対象者とする。	専門支援者又は専門支援補助者	・修学、レポート作成、学生生活等へのアドバイス	
その他	その他の障害のある者（内部障害のある者、高次脳機能障害のある者等）	個別	・個別対応	

1. 専門支援者及び専門支援補助による支援は、原則として、障害学生1人につき1人とする。
2. 聴覚障害者にあっては専門的スキルを修得した支援者2人とする。また、手話通訳は2人体制で交代で行う。